

令和6年度 沼津市まちなか公共空間活用等促進業務委託 公募仕様書

本仕様書は、令和6年度 沼津市まちなか公共空間活用等促進業務委託（以下「本業務」という。）の契約候補者を選定するにあたり、業務内容として求める基本的事項を定めるものである。

1 背景と目的

本市では、沼津駅周辺総合整備事業の本格展開に伴い、沼津駅周辺を車中心からヒト中心の魅力ある場所へと再生するため、令和2年3月に「沼津市中心市街地まちづくり戦略」（以下「戦略」という。）を策定し、ヒト中心のまちづくりを推進している。

令和4年6月に策定した「沼津市公共空間再編整備計画」および「都市空間デザインガイドライン」では、戦略の中期の姿の実現に向けて、実践する手順、施策、狙う効果をまちづくりシナリオとして描き、公民で共有しながら一体となった取り組みを進めている。また、まちなかの公共空間を活用して居心地の良い空間づくりを実践し、歩きたくなる、過ごしたくなる、ヒト中心のまちなかを創り出していく取組みを「OPEN NUMAZU」と位置づけ、令和4年度より、空間のポテンシャルが高い「イーラde前」及び「仲見世商店街」において、段階的に取組みを行ってきたところである。

そのような中、沼津市では、令和5年10月にイーラde前にパークレットを設置することで滞留空間を創出、また、仲見世商店街では、商店街が主体となってベンチやテーブルを設置し、くつろぎ空間を創出する等、自走した取組みが見え始めてきた。

本業務では、過年度の取組みを踏まえ、新たな場所での公共空間や地先を活用した官民連携による社会実験を行い、まちなかでのさらなる滞留・回遊行動に繋げるため、その効果を検証する。また、持続可能なまちづくりの実現のために、商店街や沿道事業者など、地元関係者に社会実験の取組みに参画してもらうことにより仲間の輪を広げ、将来的には自走した活動に繋げることを目的とする。

2 対象範囲

業務対象範囲（別紙1）に示すとおり

※委託者が想定しているエリアの記載はあるが、別場所での提案を妨げるものではないため、参加者が効果的と考える場所を提案すること。

3 業務内容

（1）業務計画書の作成

業務の着手に先立ち、業務内容や工程、体制等をまとめた業務計画書を作成し、委託者の承認を得ること。

(2) まちなか滞留・回遊に関する社会実験

当該エリア（【業務対象範囲（別紙1）】参照）で、駅からの人の誘導や滞留・回遊行動を促進させるために、周辺の商店街や沿道事業者との連携を図り、ヒト中心の居心地の良い空間の創出に向けた魅力的な企画を提案し運営するものとする。

①社会実験の企画及び運営

- ・社会実験場所については、「2 対象範囲」内で、受託者からの提案を受け、委託者と協議のうえ決定する。駅とまちとの接続、滞留・回遊行動の促進のための仮説を立てたうえで開催場所の提案を行うこと。
- ・提案企画の実施に必要な安全対策を講じ、企画を実施すること。
- ・社会実験では、地元関係者等を交えた事務局を立上げ運営すること。
- ・実施期間及び時間帯については、9月以降で1回あたり2～3週間程度、計2回以上の日数を目安として、委託者と協議のうえ決定する。

②関係機関協議・調整

- ・社会実験の実施にあたり、道路管理者、警察等の関係機関との協議に必要な資料を作成すること。なお、許可申請等は業務の進捗に併せて委託者が行う。

③社会実験の効果検証

- ・①で検討した仮説を踏まえ、歩行者通行量、滞在状況、回遊行動など、実施前後の来訪者の行動変容を把握すること。
- ・沿道事業者、地元関係者等の意識、活動の変化を把握すること。
- ・上記の効果を測定するため、必須の調査を下記に示す。

- 1 アンケート調査（地元関係者、沿道事業者、来訪者、出店者等）
- 2 ゲートカウント調査
- 3 アクティビティ調査

調査方法（アンケート内容、調査実施場所、頻度等）について、企画提案書を原案として、委託者と協議のうえ決定する。

また、上記以外に受託者が考える効果検証方法についても提案を受け付け、委託者と協議のうえ決定する。

④社会実験による課題整理

- ・社会実験結果、効果検証結果を踏まえて課題等を整理すること。

※企画、運営に必要な備品等は受託者が用意し、その管理も行うこと。ただし、委託者や地元から借受可能な備品等については活用を検討するものとする。参考に、委託者が所有する什器の一覧を別紙2に示す。

(3) 公共空間活用に向けた地元関係者の仕組みづくり支援

(1)の実施と併せて、地元関係者が主体となった地先空間や公共空間の活用に向けた仕組みづくりを支援し、将来的には地元関係者による自走した取組みへと繋げる。

①地元関係者調整

- ・社会実験の実施にあたり、地元関係者が参画する企画を提案し、企画実現のための調整をすること。

②仕組みづくり支援

- ・将来的な地元関係者等が主体の活動に向けた仕組みづくり、課題整理を行うこと。
- ・過年度の取組みから、自走した活動の兆しが見えてきた仲見世商店街において、今後も継続および発展した活動に繋げるために、取組みの支援を行うこと。

(4) まちづくりに関する情報発信

市民がまちなかで過ごす機会を促し、滞留や回遊行動につなげるため、委託者と連携してまちづくり戦略や社会実験などのまちづくりの取組みを市民に分かりやすく情報発信するものとする。

①広報業務

- ・社会実験の開催にあたって、チラシ及びポスターの作成およびWEB、SNS等を利用し広報するほか、受託者が提案する方法にて広く情報発信を行うこと。
- ・社会実験の開催にあたって、交通規制を伴う場合は、十分な時間を取ったうえで、事前告知等も併せて行うこと。

②動画作成

- ・社会実験の様子動画を作成すること。動画の長さは1～2分程度とし、公共空間の活用によって、人がまちなかで居心地よく過ごす風景が市民に伝わる内容とすること。

(5) 打合せ協議

本業務を円滑に遂行するために必要な打合せ協議を月1回以上実施し、毎回の記録を作成すること。打合せはオンラインでもよい。

(6) 業務報告書の作成

本業務の成果を取りまとめた業務報告書を作成すること。

4 成果物

(1) 業務報告書（A4版、ファイル綴じ（インデックス付き）） 1部

(2) 報告書及びその他資料の電子データ（CD-R又は同等以上の電子媒体）

※電子データは、Microsoft製Word又はExcelで編集可能なデータであることを原則とし、図面等で他のデータを用いる場合には、委託者の了解を得るものとする。

5 その他の留意事項

(1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。

(2) 受託者は本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。

(3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、本業務で得られ

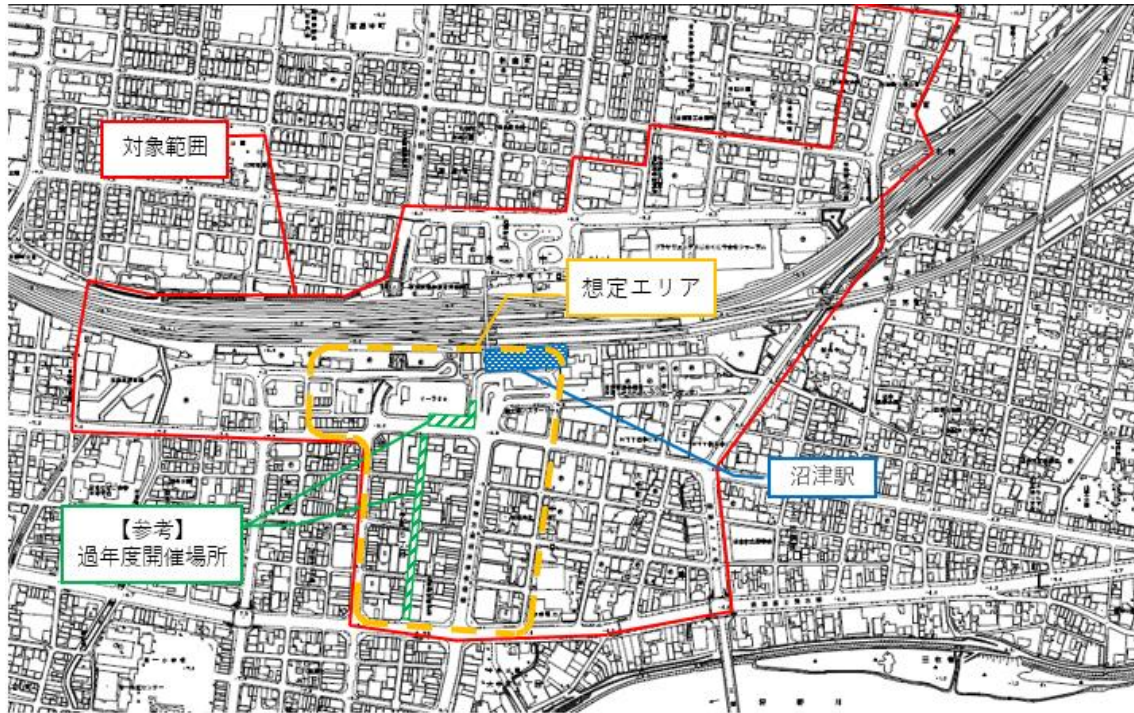
た資料及び成果を委託者の許可なく、外部に貸与並びに使用させてはならない。なお、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。
- (5) 業務が完了したとき、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。
- (6) 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合は、出典名を記載すること。

業務対象範囲

下図、赤線に示す範囲で社会実験場所を設定すること。


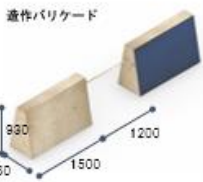

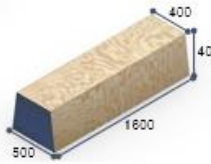

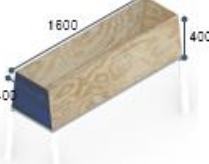


なお、委託者が想定するエリア（オレンジ線）を記載してあるが、別場所での提案を妨げるものではないため、参加者が効果的と考える場所を提案すること。



※ 最終的な社会実験場所については、受託者からの提案を受け、委託者と協議の上決定するものとする。

委託者所有の什器一覧

委託者が所有する什器の一覧は下表のとおりである。下表に記載の個数は最大数であり、地元自治会等に貸し出すこともあるため、状況により個数は変動する。活用を検討する場合は、委託者に相談して状況を確認すること。

G-1 (13個)	G-2 (19個)	S-0 (8個)		
<p>※木製の化粧カバーのみ</p> 	<p>造作バリケード</p> 			
S-1 (12個)	S-2 (3個) ※総裁入れ	S-3 (3個) ※総裁入れ	M-0 (8個)	M-1 (6個)
				
L-1 (7個)	L-3 (5個) ※総裁入れ			
